

政務活動調査報告書

調査日	平成30年10月23日（火）
視察場所	鳥取県 鳥取市
調査項目	子育て世代包括支援センター「こそだてらす」について
視察者名	井手瀬絹子 畑尻宣長 野島さつき
市の概要	面積：765.31 km ² 人口：193,717人 人口密度：247.87人/km ² 世帯：78,574世帯 経常収支比率：87.9% 実質公債費比率：11.4%

<機構等の変遷>

平成16年11月 1市8町が合併

- 中央保健センターと8総合支所の市民福祉課で保険事業を展開
その中で児童虐待対応も行っていました。

- こども家庭課（児童家庭課）において家庭児童相談を実施

平成17年4月

- 中央保健センター課内室として「こども家庭支援室」設置
児童家庭相談援助と要保護児童対応

平成24年4月

- 「こども発達・家庭支援センター」として新設
家庭支援係・発達支援係・児童発達支援センター若草学園
児童家庭相談支援、虐待防止と児童の発達支援も併せて行います

平成25年4月

- 「鳥取東健康福祉センター」設置

平成27年4月

- 子育て世代包括支援センターの機能を有す
こども発達・家庭支援センター



平成29年4月

- 子育て世代包括支援センター「こそだてらす」を設置
中央保健センター内

<子育て世代包括支援センター「こそだてらす」概要>

(妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援)

1. 妊娠・出産包括支援事業

① **利用者支援事業【母子保健型】** (=子育て世代包括支援センター)

A 母子健康手帳交付時にアンケートを実施

全ての妊婦の状況を把握し相談を受ける(必要に応じてこども家庭相談センターの相談員が相談を受ける)

B 支援が必要な妊婦の「妊産婦相談支援計画」を作成し支援のコーディネートを行う

C 支援が必要と思われる妊婦へ妊娠8か月頃電話相談

～以下はこども家庭相談センター(主担)と地区担当保健師協同～

D 産科医療機関への情報提供依頼と支援依頼

E 出産後、特定妊婦は病院へ訪問⇒新生児訪問(保健センター保健師と同伴)

F 支援が必要な産婦の継続支援(訪問、来所相談、電話相談)

行政の関係部署や外部関係機関(医療機関、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援等)のコーディネートを行う



② **産前・産後サポート事業**・・・地域の実情に応じて実施

電話・訪問等による支援

助産師等の専門家による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援により家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的とし、対象は、身近に相談できる者がいないことなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等

産後サロン(保健センター)

・ひだまりサロン

産後間もない母親と赤ちゃんが交流する場をつくり、子育ての不安解消及び育児支援を行う

～スタッフ・・・助産師、保健師、子育てボランティア

～回数・・・12回(毎月1回)

～内容・・・計測、育児相談、母親同士の交流、ふれあい遊び

【参加者】 実：140組 延：295組

核家族：91.4% 実家が市外：30.7% 要支援者：25組

③ 産後ケア事業・・・地域の実情に応じて実施

出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、宿泊型によりサービスを提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としています。

対象は、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、体調不良や育児不安がある者、その他特に支援が必要な者としています。

1) 電話や家庭訪問による相談支援

保健師による授乳指導・沐浴指導等、相談員による支援

2) 母子ショートステイ（宿泊型）

家族等から十分な援助が受けられず、かつ、体調不良や育児不安のある産婦と生後 3 か月までの乳児が最長 1 週間を限度に産院に宿泊し母体ケア等を受けることができる。

母子 1 日 3,000 円（市民税課税世帯） 1,500 円（市民税非課税世帯）
0 円（生活保護世帯）

3) 母子デイサービス

母子 4 時間 1,000 円（市民税課税世帯） 500 円（市民税非課税世帯）
0 円（生活保護世帯）

4) 生後 4 カ月までの母子デイサービスと乳児一時預かり

（医療機関が助産所開設）

助産師による乳児預かりと送迎時産婦の相談を受ける。

4 時間まで 1,000 円（市民税課税世帯） 500 円（市民税非課税世帯）
0 円（生活保護世帯）

※4 時間超 8 時間までは、上記の 2 倍

2. 子育て相談ダイヤル

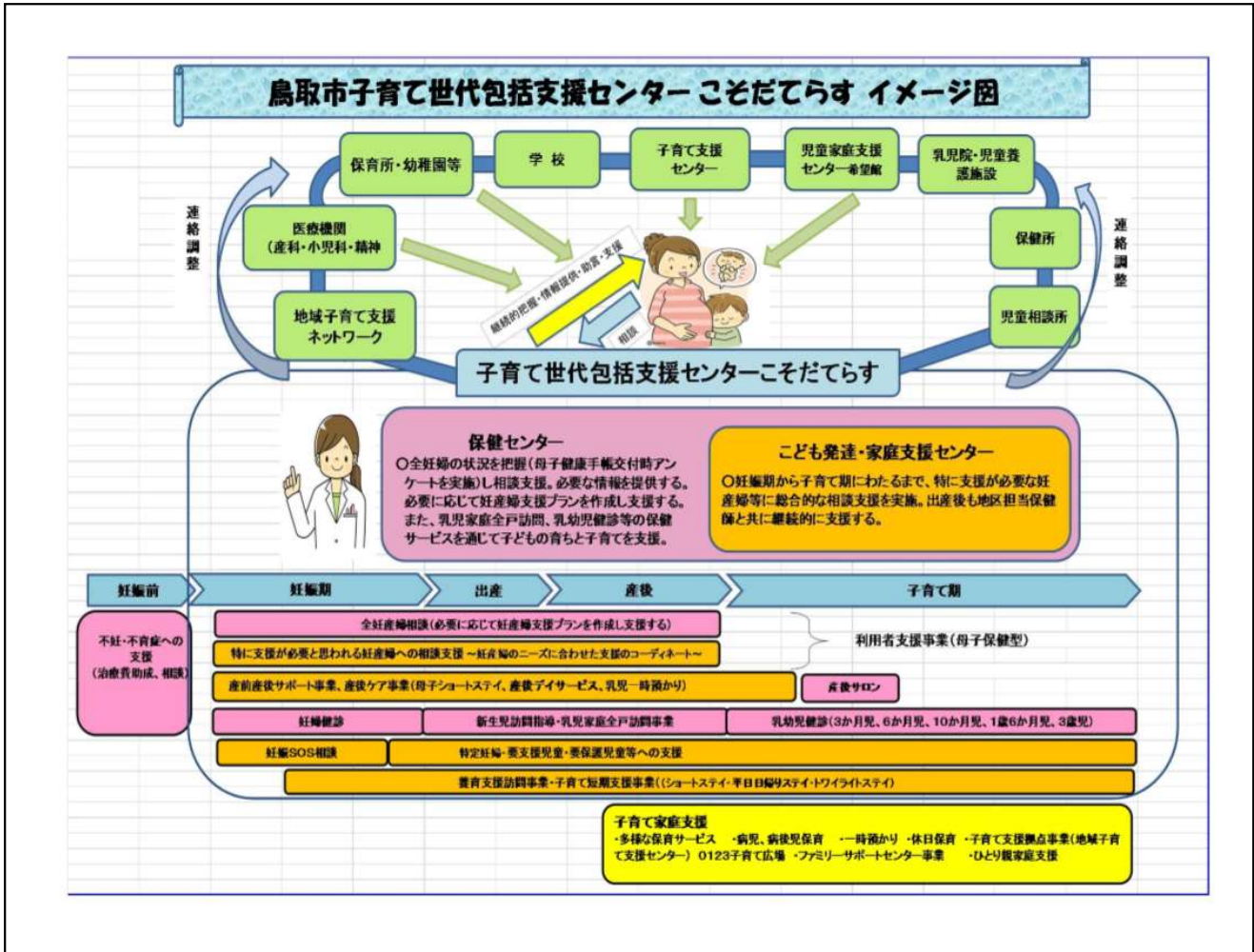
3. 母子健康事業

4. 子育て支援事業

- (1) 養育支援訪問事業（家庭訪問、
カウンセリング）
- (2) 子育て短期支援事業
- (3) 特定妊婦・要支援児童・要保護児童と家庭への支援・電話や訪問等で
相談支援



5. 妊婦 SOS 相談



<課題>

- 平成 29 年度から地区担当保健師が全妊婦を把握し相談支援が必要な妊婦への相談支援を行うことになった。新任期の保健師へのスキルアップが必要。
また、妊産婦への相談支援に関して母子保健（地区担当保健師）と児童福祉（こども家庭相談センター）のきめ細かな情報共有の在り方。
- 地域の見守りやボランティアなどの包括支援体制の構築があげられます。

<今後の展望>

- 平成 32 年度、妊娠期から子育て期、学齢期から 18 歳未満の児童へと切れ目のない相談支援を一体的に行う「子育て世代包括支援センターこそだてらす」と「こども家庭総合支援拠点」を駅南庁舎に整備します。
駅南庁舎には、中央保健センター、こども家庭相談センター、子ども発達支援センター、鳥取保健所等がワンフロアに配置の予定です。

<所 感>・・・井手瀬絹子

平成 29 年 4 月、鳥取市中央保健センターに開設された「こそだてらす」（鳥取市子育て世代包括支援センター）を勉強させていただきました。

「こそだてらす」は、妊娠期から子育て期にわたって、総合的な相談支援を行う窓口で母子健康手帳交付の窓口でもあり、すべての妊婦さんとお話をし、その後の子育ての様々な相談に応じています。

「こそだてらす」は「子育て世代包括支援センター」の愛称で、“子どもの育ちを見守り支える”、また親たちが子育ての悩みを共有し、学びあえる“交流のひろば”という願いが込められています。

子育て世代支援センターでは、専任の助産師を配置し、全ての妊婦さんを対象に面接・相談を行っています。妊娠期や子育て期の様々な悩みや相談を伺いながら、医療機関や関係機関と連携し、支援ニーズに対応した相談支援と各種支援サービスへとつなぐ、切れ目のないきめ細やかな支援を行っています。その他にも、生後 2 か月から 6 か月までの乳児（第 1 子）とその母親を対象として、ふれあい遊びや育児相談などを行う「産後サロン」も運営しています。

本市ではまだ行っていない事業として、産後ケアのサービスは大変参考になりました。特に一人目の赤ちゃんの子育ては楽しみな反面、子育ての不安やお母さんの心身の疲労など心配なことも多くあります。そんなお母さんを応援する産後ケアは、産後の体調回復に不安がある、家族等の支援が受けられない、育児に対する不安が強い方などを対象に、鳥取市が委託契約した産科医療機関で母子デイサービス・母子ショートステイの二つのプランを利用することで母子が日帰り・宿泊でケアを受けることが出来ます。

このサービスは自己負担がありますが、お金には代えられない価値があると思います。また、妊娠をしたときに行う面接時にアンケート調査をされていますが、妊娠中の電話の希望をとる項目が最後にある等、最初の出会いを大切に、内面まで一歩突っ込んで知る努力をされていることが伺えました。児童虐待の面からもこの一歩突っ込んだ支援の必要性を痛切に感じます。本市の一日も早い取り組みに期待いたします。

<所 感>・・・畑尻宣長

鳥取市の子育て世代包括支援センター「こそだてらす」について学ばせて頂きました。こそだてらすでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行っております。取り組みとしては、母子健康手帳交付時にアンケートを実施しています。全ての妊婦の状況を把握し相談を受ける体制を取っています。その過程で、必要と思われる家庭に対しては、こども家庭相談センターの相談員が相談を受けるようになっており、アンケートを通じ、全妊婦の状況を把握しよう、そして、小さな兆しを見逃さないようにしよう、という感じがしました。その中から、支援が必要な妊婦には「妊産婦相談支援計画」を作成し支援のコーディネートを行う段取りとなっています。さらには、支援が必要と思われる妊婦へは、妊娠 8 か月頃に電話を掛け、相談を受けることもしています。妊娠期から、支援が必要と思われる妊婦に対しての働きかけは、重要であると認識されていると感じ取れました。

その後は、こども家庭相談センター（主担）と地区担当保健師が協同して、産科医療機関への情報提供依頼と支援依頼をしていきます。さらに、出産後、特定妊婦に関しては病院へ訪問したり、新生児訪問を保健センター保健師と同伴のもと、行われます。そういった、支援が必要な産婦に関しては継続支援（訪問、来所相談、電話相談）を、行政の関係部署や外部関係機関（医療機関、児童相談所、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援等）のコーディネートを行うことで、孤立させないよう環境づくりがなされています。普通に生み育てられる



環境の家庭が大多数であると思いますが、支援が必要な家庭に対し、手厚く支援が施されることで、妊産婦をはじめとする家庭が安心して子どもを生める環境が鳥取市では整いつつあると思いました。本市に置き換えてみても、妊婦自らのSOSが発信されていれば、何らかの支援に繋がります。しかし、表に現れにくい悩みなど、様々な機関や部署で汲み取る以外にないと思います。

次に、産前・産後サポート事業として、電話・訪問等による支援が、助産師等の専門家による妊産婦等の悩みや子育てに関する相談支援により家庭や地域での孤立感の解消を図ることを目的として行われています。対象は、身近に相談できる者がいないことなど、支援を受けることが適当と判断された妊産婦等です。また、産後サロン

（保健センター）として、「ひだまりサロン」があります。ここは、産後間もない母親と赤ちゃんが交流する場をつくり、子育ての不安解消及び育児支援を行う場所です。スタッフは、助産師、保健師、子育てボランティアが常駐し、毎月1回開催されています。サロンでの内容は、計測、育児相談、母親同士の交流、ふれあい遊びがされています。今までに、140組（延べ295組）が利用されています。このような場の提供により、支援が必要な産婦の拠り所となれば、悲惨な事件に繋がることがなくなると思いました。専門家が寄り添うことでの安心感はかなり精神的にも良いと思います。

次に、産後ケア事業です。この事業は、出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行うため、宿泊型によりサービスを提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としています。対象は、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない産婦及びその子で、かつ、体調不良や育児不安がある者、その他特に支援が必要な者となっています。4つの支援があり、一つ目は、電話や家庭訪問による相談支援で、保健師による授乳指導・沐浴指導等、相談員による支援がされます。二つ目は、母子ショートステイ（宿泊型）です。家族等から十分な援助が受けられず、かつ、体調不良や育児不安のある産婦と生後3か月までの乳児が最長1週間を限度に産院に宿泊し母体ケア等を受けることができます。料金は、母子1日あたり、3,000円（市民税課税世帯）／1,500円（市民税非課税世帯）／

0円（生活保護世帯）となっています。三つ目は、母子デイサービスです。料金は、母子4時間 1,000円（市民税課税世帯）／500円（市民税非課税世帯）／0円（生活保護世帯）となっています。四つ目は、生後4カ月までの母子デイサービスと乳児一時預かり（医療機関が助産所開設）です。これは、助産師による乳児預かりと送迎時産婦の相談を受けることが出来ます。料金は、4時間まで、1,000円（市民税課税世帯）／500円（市民税非課税世帯）／0円（生活保護世帯）＜※4時間超8時間までは、上記の2倍＞となっています。特に、二つ目の母子ショートステイ（宿泊型）は、本市としても今後、是非取り入れていくべき施策だと考えています。産後の肥立という言葉がありますが、出産後、十分に身体を休ませることが出来ないことでの、将来的な不調は計り知れません。少しでも和らげてあげられるようするべきだと思います。鳥取市の取り組みは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括支援を行っております。大変参考になりました。また、そこから見えてきた課題に対しても伺うことが出来ました。しっかり精査しながら、提案していきたいと考えています。

<所感>・・・野島さつき

子育て世代包括支援センターについては、「まち・ひと・しごと創生基本方針」（平成27年6月30日閣議決定）等において、

- ・ 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（「子育て世代包括支援センター」）の整備を図る
- ・ 「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく

と位置付けられています。

今回視察させて頂いた鳥取市では、平成26年2月、国の「妊娠・出産包括支援モデル事業」に採択され、

- ①母子保健コーディネーターを配置し必要な支援につなぐ母子保健相談支援事業
- ②妊産婦の孤立感の解消を図るために相談支援を行う産前・産後サポート事業
- ③産科医療機関からの退院直後の母子への心身ケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業

を行ってきました。平成27年4月より、子育て世代包括支援センターの機能を有して事業を行ってきましたが、平成29年4月、中央保健センターに総合相談支援窓口「こそだてらす（子育て世代包括支援センター）」を開設し、母子健康手帳交付時に、専任の助産師がすべての妊婦さんを対象に面接・相談を行い、妊娠期や子育て期の様々な悩みや相談を伺いながら、医療機関や関係機関と連携し、支援ニーズに対応した相談支援と、各種支援サービスにつなぐ、切れ目のないきめ細やかな支援を一か所で行うようになりました。孤立化を防止するため、生後2ヶ月から6ヶ月までの乳児（第一子）とその母親を対象にした、新米ママの産後サロン「ひだまりサロン」も運営しており、駅からも近く、子育て世代が気軽に立ち寄れる場所となっています。視察当日も健診日ということで、多くの親子連れでにぎやかでした。

鳥取市の取り組みで、目を引いたひとつは、医療機関への情報提供依頼と支援依頼です。産婦人科には、授かった命がちゃんと育ち出産に繋がるよう、妊娠が判明した方のリストを市にあげて頂き、人口中絶ができない妊娠 22 週を過ぎても母子健康手帳の申請に来られない方や、妊婦健康診査を途中から受けに来なくなった方に対し、医療機関から連絡を取って頂いています。また、小児科、精神科等と児童福祉関係部署・施設、児童相談所等との連携を満にし、要保護児童等は市と児童相談所がお互いに全ケース把握し対象を明確にすることで、必要な支援につながっているそうです。


もう一つは産後ケア事業で、母子ショートステイ（宿泊型）、母子デイサービスに加え、生後 4 ヶ月までの乳児一時預かりも行っており、産後支援者がいない産婦にとって、安心して妊娠・出産・子育てが行える体制となっている点は素晴らしいと思います。近年核家族化、出産年齢の高齢化、親の高齢化、隣人関係の希薄化などを背景に、産後の母親が一人で悩むケースが増えてきています。「産後うつ」は、育児への不安や生活環境の変化に伴うストレス、出産後のホルモンバランスの変化などによって起きるとされ、出産した母親の約 1 割が発症するといわれています。助産師のいる施設で宿泊や日帰りでの育児相談がうけられる「産後ケア事業」は、本市では現在行われていませんが、導入の検討をしているとのことで、1 日も早い事業の開始を望みます。

少子化が進む現代社会では、「個が子育てする」という考え方から、「社会全体で子育てする」という考え方に変わりつつあります。子どもを生んだ母親を社会全体で支え合いながら、孤立を防ぐため、人と人がつながるきっかけづくりも行政に求められる時代になったと感じています。本市においても、様々な子育て支援事業を行っていますが、場所が離れていることに不便さを感じます。妊娠期から子育て期のあらゆる相談支援をワンストップ（一か所）で受けられる「子育て世代包括支援センター」の整備が必要と考えます。

お母さんになられた皆さんへ

～ 鳥取市 産後サービスのご紹介 ～

ご出産おめでとうございます。
いよいよ赤ちゃんとの生活が始まりますね。
楽しみな反面、子育ての不安やお母さんの心身の疲労など、
ご心配なことも多いかと思えます。
鳥取市では皆さんの子育てを応援しています。お気軽にご相談ください。



子育て電話・メール相談

子育てのこと、疲れがとれなくて辛い等
一人で悩まずお気軽にご相談ください。

中央保健センター：(0857) 20-3203
こども家庭相談センター：(0857) 36-0505
専用アドレス：kosodate@city.tottori.lg.jp

赤ちゃん訪問

鳥取市にお生まれのすべての赤ちゃんに
家庭訪問をさせていただいています。
“早く来てほしい”等のご希望がありましたら、
お気軽にご連絡ください。

中央保健センター：(0857) 20-3198

身体計測・相談

看護職が常駐し、計測や相談を
お受けしています。予約は不要
です。お気軽にお越しください。
(平日 8:30～17:00)
中央保健センター【こそだてらす】
(ささの会館4階)：
(0857) 20-3198

産後ケア …①

～ 母子が日帰り・宿泊でケアを受ける事ができます～

対象：鳥取市に住所がある お母さんと赤ちゃんで

- ・産後の体調回復に不安がある方
- ・家族等の支援が受けられない方
- ・育児に対する不安が強い方 など

プラン：①日帰りサービス（生後4か月まで）1000円
②宿泊サービス（生後3か月まで）3000円
申し込み先：こども家庭相談センター (0857) 20-0122


乳児一時預かり …②

～ 日帰りで助産師が赤ちゃんをお預かりします～

対象：鳥取市に住所があり、生後4か月までの赤ちゃんを
育児しているお母さんで、心身の休養を必要とする方

利用料金：4時間まで1000円、8時間まで2000円
申し込み先：こども家庭相談センター (0857) 20-0122

詳細は裏面に
あります



以上